

【刑事系科目】

【第1問】（配点：100）

以下の【事例1】及び【事例2】を読んで、後記【設問1】及び【設問2】について、答えなさい。

【事例1】

- 1 (甲)及びその後輩の(乙)は、それぞれ金に困り、2人で腕時計販売店に押し入って腕時計を強奪しようとして計画していた。(甲)は、腕時計販売を業とするA株式会社（以下「A社」という。）が直営するB腕時計店（以下「B店」という。）で働いている親友の(丙)に対し、警備体制に関する情報の提供など上記計画への協力を求めた。
- 2 (丙)は、B店の副店長として自ら接客に従事するほか、アルバイトの採用や従業員の勤怠状況の管理を行い、B店の帳簿作成や売上金管理等の業務も担当していた。売上金管理業務として、(丙)には、各営業日の閉店後、当日の売上金額をA社本社に報告することのほか、各営業日の閉店前に、前日の売上金をA社名義の預金口座に入金することが義務付けられていた。また、商品の仕入れ、店外への持ち出し及び価格設定について、(丙)に権限はなく、全て店長Cの承認を得る必要があるとされていた。
- 3 B店の売場に陳列されている商品は、ショーケース内に保管されていたが、その陳列方法は全て(丙)が決定していた。このショーケースは、接客に必要なときを除いて常時施錠され、その鍵はC及び(丙)のみが所持していた。また、B店の売場及び従業員控室には、複数の防犯カメラが設置され、その様子が常時くまなく音声付きで撮影録画されていたほか、警備会社を通じ、警察に非常事態の発生を知らせるための押しボタン式通報システムも設置されていた。
- 4 金に困っていた(丙)は、甲からの話を聞いて、いっそのことB店の腕時計が強奪されたように装い、これを自分たちのものにしようと思い付き、某月1日、(甲)に対し、前記2の事実関係を説明した上、「午前11時の開店時は、普段だとめったに客も来ないし、明後日は俺しかいないから、その時、店に来て刃物を出して、ショーケースを開けると言ってくれ。俺は後で怪しまれないように拒むふりをするけど、最後はショーケースを開けるから、すぐに時計を持って行ってくれ。ただ、俺も通報しないわけにはいかないのよ、急いで逃げろよ。時計は後で分けよう。それと、会ったことのない(乙)は信用できないから、今の話は内緒にしてくれ。」と持ち掛けたところ、これを(甲)は承諾した。
- 5 (甲)は、同月2日、(丙)と内通している事実を秘したまま、(乙)に対し、「明日、俺がB店の開店と同時に中に入って店員に刃物を突き付けて時計を奪い取ってくる。その間、お前は近くに停めた車で周囲を見張り、俺が戻って来たらすぐに車を出してくれ。帰ってから時計を分けよう。」と持ち掛けたところ、これを(乙)は承諾した。
- 6 (甲)は、同月3日午前10時59分、(乙)の運転する自動車でB店前路上に到着し、同日午前11時、その開店と同時に、覆面をかぶり、サバイバルナイフ（刃体の長さ約20センチメートル。以下「本件ナイフ」という。）及びボストンバッグ（以下「本件バッグ」という。）を持って同車から降り、B店に向かった。
- 7 (甲)は、B店内に入ると、(丙)に対し、本件ナイフを示し、「殺されなくなかったら、これに時計を入れろ。」と言い、ショーケース内に陳列されている腕時計を本件バッグに入れるように要求した。これに対し、(丙)は、前記通報システムを作動させ、(甲)に対し、「通報したから警察が来るぞ。」と言い、上記要求を拒否するふりをしたので、(甲)は、(丙)に対し、「いいからやれ。刺すぞ。」と語気を強めて言った。その直後、(丙)は、ショーケースを解錠し、その中にあった腕時計100点（時価合計3000万円相当）を甲から受け取った本件バッグに入れ、これを甲に差し出した。(甲)は、同日午前11時3分、本件バッグを(丙)から受け取ると、B店内から出て前記車両

に乗り込み、乙の運転する同車で逃走した。

1474011

乙は、甲が前記車両を降りてから戻って来るまでの間、通行人が甲を警戒したり、警察官らが駆けつけたりする様子があれば、これを甲に知らせるつもりで、同車運転席から周囲を見張っていた。

6 甲は、同日、乙に対し、その取り分として前記腕時計100点のうち20点（時価合計400万円相当）を手渡し、さらに、同月4日、丙に対し、その取り分として残りの腕時計のうち40点（時価合計1300万円相当。以下「本件腕時計40点」という。）が入った本件バッグを手渡した。

7 丙は、同月5日、本件バッグを交際中の丁の自宅に隠すこととし、これをその押し入れ内にし、まうと、丁に対し、「バッグの中は見えない。しばらく預かっておいてくれ。」と言った。これに従い、丁は、本件バッグを押し入れ内に放置していたが、同月10日、片付けのため本件バッグを手を持った際、想像以上の重量であったので、不審に思い、その中を見たところ、本件腕時計40点を発見した。その時、丁は、本件腕時計40点全てに値札が付いていたことから、丙が自分のものにするためにB店から無断で持ち出した商品であろうと認識したが、丙のために、本件バッグを預かり続けることとし、これを元の位置に戻した。丁は、同月25日に本件バッグを丙に返すまでの間、これを押し入れ内に置き続けた。

【設問1】 【事例1】における甲、乙、丙及び丁の罪責について、論じなさい（住居等侵入罪（刑法第130条）及び特別法違反の点は除く。）。

【事例2】（【事例1】の事実に続けて、以下の事実があったものとする。）

8 乙は、甲から受け取った腕時計20点を換金したが、浪費して再び金に困り、同月30日午後7時、甲に電話を掛け、「時計をもっと分けてください。」などと執ように迫った。甲は、当時、自宅で丙と飲酒中であったが、乙の態度を面倒に感じ、酒の勢いもあって、「実は、B店の店員と通じてやったんだ。今一緒に飲んでいる。残りは俺とそいつで半分ずつに分けたから、お前にやる分はもうない。」と言った。これを聞いた乙は、興奮し、「そんなのうそでしょ。」と言った。甲は、「うそだと思うなら、うちに来いよ。」と言い、電話を切った。甲は、乙の態度に立腹し、丙に状況を説明した上、「乙は生意気だから、懲らしめてやろう。多少怪我をさせても構わない。俺が木刀で殴ってやる。その時、乙を押さえていてくれ。」と言ったところ、最初は嫌がっていた丙も、最終的にはそれに応じた。

9 甲は、自宅物置内から木刀を持ち出し、丙と共に自宅前で乙を待っていたところ、同日午後8時、乙が到着するや否や、丙が背後から乙を羽交い締めにした。甲は、「お前、調子に乗るなよ。」と言い、乙の頭部を木刀で1回殴った。すると、乙は、「やめてください。やめてくれないなら、全部警察にばらしちゃいますよ。」と言い出した。乙の発言について、甲は、乙の真意でないと考えたが、丙は、そのように考えず、乙に暴行を加え続けて警察に真相を話すのを思いとどまらせようと考え、「もっと痛い目に遭わないと分からないのか。」と言い、乙の顔面や腹部を手拳で多数回殴った。

これを見た甲は、丙の余りの勢いに驚き、丙に対し、「乙が警察にばらすはずはない。落ち着け。」と言い、丙をいさめて暴行を終了させようとした。しかし、丙は、暴行を提案した甲から止められたことに立腹し、甲の頭部を手拳で殴ったところ、転倒した甲が頭部を路面に打ち付けて気絶した。丙は、そのことを認識しつつ、この機会に、乙に暴行を加えて警察に真相を話さないよう約束させようと考え、同日午後8時5分、甲から取り上げた木刀で乙の頭部を1回殴ったところ、乙は逃げ出した。

10 乙は、全治約3週間を要する頭部裂傷のほか、全治約1週間を要する顔面打撲及び腹部打撲の傷害を負った。そのうち全治約3週間を要する頭部裂傷の傷害は、甲又は丙の木刀による殴打行

207

為のいずれか一方だけによって形成されたことは明らかであるが、いずれの殴打行為から形成されたものか不明であった。

【設問2】 【事例2】における甲の罪責に関し、以下の(1)及び(2)について、答えなさい。なお、(1)及び(2)のいずれについても、自らの見解を問うものではない。

- (1) 甲は乙の頭部裂傷の傷害結果に関する刑事責任を負わないとの立場からは、その結論を導くために、どのような説明が考えられるか。論点ごとに論拠を示しつつ説明すること。
- (2) 甲は乙の頭部裂傷の傷害結果に関する刑事責任を負うとの立場からは、前記(1)の説明に対し、どのような反論が考えられるか。論点ごとに論拠を示しつつ反論すること。

ポイントのほうを
チェックできるといいね!

第 問

第1 設問1 甲の行為

1. 甲の行為

(1) 甲が丙に車を押し入れし、車に侵入し、Aの時刻100点を盗取し、これを盗取した行為に強盗罪(刑法(人刑法各条)236条)が成立したのか。

(2) 「暴行又は脅迫」とは相手の反抗を抑圧するに足る程度に不法な有形力の行使を加えることという。

甲は丙に近づき、刃付のナイフを20cmの車に押し入れし、「殺したくたかったらここに時計を入れろ。」と述べた。一般に「殺したくたかったら」といふことは、脅迫の表現である。刃付のナイフを20cmの車に押し入れし、「殺したくたかったら」といふことは、脅迫の表現である。刃付のナイフを20cmの車に押し入れし、「殺したくたかったら」といふことは、脅迫の表現である。

(3) 「強取」とは「暴行・脅迫」と占有移転の間に因果関係が成立することという。

たしかに甲は「脅迫」を行なったが、甲は丙と共謀し、時計を盗もうと考えたが、実際に丙は甲に「刃付のナイフを20cmの車に押し入れし、時計を盗もう」といふことを命じた。丙は甲の命じた通りに時計を盗取した。丙は甲の命じた通りに時計を盗取した。丙は甲の命じた通りに時計を盗取した。

(4) よって強盗罪に成立した。→ 成立しない犯罪は、236条にOKである。

(2) これは、上記の行為がCに近づき、強盗罪(236条)にあたるといえるか。

(3) 「他人の財物」とは、他人が占有する財物という(236条)。車はCと丙の共有物であるといえるか。

第

問

1 邦で、Aはアルバイト、採用中従業員の手帳管理、B店の販路作成
 2 や売上金管理業務とに費土金の報告、入金といった業務を任せており、商品の陳
 3 列方法も両者が決定し、鍵も両者保持にいた。しかし、商品の仕入れ、店外への持ち
 4 出し及び価格設定については両者に相互に全2の承認を要する規定があった
 5 ^{やCも承認していた}
 6 ことから、商品の管理は基本的にCに権限があったといえる。また、B店には
 7 不始、防犯カメラが設置され、常時撮影録画中であり、警備会社への通報もす
 8 りも設置されていることから両者に商品の管理権限があったといえる。したがって
 9 すれば、両者はCの業務を補助するものにならず、商品の占有は両者には
 10 なくCにあったといえる。
 11 ようと主として甲が占有する商品の自己の占有的に返し、自己の
 12 占有下に移転させたものであり、脱時け100点以上Cの「財物」といえる。
 13 (2) 窃盗とは相手方の財物を相手の占有的に返し自己の占有下に移転させること。
 14 甲はこれ(窃)はCの商品を自己の占有に移すものであり、窃取に当たります。
 15 (4) 甲に返金(38条1項)も、不法取得の意思もあり。
 16 (5) ようと甲に窃盗罪が成立し、後述のとおり、併せて両者共同正犯(60条)に該当す。
 17 ~~第2段目12. 客の行為~~ (25条)
 18 (1) 丙が脱時けを甲に譲った行為に業務上横領罪が成立しないか。
 19 脱時けは上述のとおりCの占有に属するもの。自己の占有する物に對する行為を
 20 行、たといはたとい、同罪は成立しない。
 21 (2) ~~併せて甲乙丙~~ 甲が脱時けを移す行為に、丙に窃盗罪の共同正犯が成
 22 立しないか。
 23 ^{併せて甲乙丙} 共同正犯要件は①意思連絡②共同実行の事実という。
 24 甲は丙に丙に返すことを求め、
 25 甲乙丙は、丙は甲にB店の脱時けが奪取されたことに對し、自己の占有を甲に

(2) $\gamma, \gamma' \in \Gamma$ は互いに素な素数である。

1 イ、乙に故意及び不注意による過失も認められる。

2 (2) 甲、乙に盗品が成立し甲と共同正犯に当たる。乙はかど罪に該当する。

3 4. 丁の行為。

4 (1) 丁が乙の財布を脱ぎ取ったとき、甲は乙の財布に置きっぱなしに盗品を保管罪(256条2項)に該当しない。

5 (2) 財布を脱ぎ取ったときは甲と乙の共同正犯により行われたと見做され「盗品」にあたる。

6 (3) 財布を脱ぎ取ったとき、甲は乙の財布に置きっぱなしの行為は「保管」にあたる。

7 (4) よって丁に盗品と保管罪が成立し、かど罪に該当する。

8 第2 設問2

9 1. (1)

10 (1) 甲が乙に暴行を働き、傷害をさせた行為に傷害罪(204条)が成立しない。

11 ア. 甲は乙に打ち殴り、木刀で頭を殴ったというところ。かど罪は不注意によるものか、故意によるものか、暴行、にあたる。

12 イ. しかし、頭部受傷に及ぶのは甲、乙のいずれかの行為によるものか不明であり、疑わしきときは疑念を解消するべく、甲の行為と乙の頭部受傷について因果関係が認められる。

13 (2) 乙が乙と乙、甲、乙に共同正犯が成立し、乙の行為は「共同正犯」に該当しない。

14 ア. 甲は乙と乙に乙を木刀で殴ったところを以て乙に、実際に「共同正犯」にあたっている。

15 イ. しかし、乙が乙の行為を執行前に甲は乙により、共同正犯とされている。乙の行為により甲、乙の共同正犯は乙により、共同正犯に解消されたといえる。

16 う. 乙のため、甲の共同正犯の乙の行為により甲は共同正犯と見做されない。

17 (1) 乙は、207条により「共同正犯」に該当しない。

18 207条の趣旨は、傷害結果を及ぼす者がいなくとも、という不作為の回復である。

1

甲 空益 236

空益?
 空益=空

空益、空益 → 空益の程度?
 空益の程度 空益の程度?

↓
 空益 1空益 235.60

空益 空益の程度
 空益の程度

1空益の程度 → 空益の程度
 空益の程度、空益の程度

空益の程度 空益の程度

空益 空益の程度
 空益の程度

乙

空益の程度 空益

空益の程度
 空益の程度 (空益)
 空益の程度

丙

空益? 空益の程度

↓
 空益の程度

空益? 空益?

空益の程度

空益の程度

丁

空益の程度 2564 0

空益
 空益の程度
 空益の程度

空益の程度
 空益の程度
 空益の程度

5:00 ~ 5:43

5:43 ~ 6:59

2

- ① 甲 → 環
- ② 丙 → 張、版
- ③ 丙 → 張

(1) 甲 偽造 X

同業/同業/同業

↓

~~207~~

共済 → 119.4

~~共済 (同業/同業)~~

↓

~~207? X~~

張毛張/2張毛張/2張毛張

丙は張毛、1張毛/9張毛/2張毛

(2) 甲 偽造 O

< 共済 → 119.4/102.1

207 O
共済/2張毛張/2張毛張/2張毛張
共済/2張毛張/2張毛張/2張毛張

↓
207

甲、丙 21-張毛張/2張毛張/2張毛張